

議案第53号

### 木津川市公共下水道条例の一部改正について

木津川市公共下水道条例（平成19年木津川市条例第188号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

#### 提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が排水設備等の工事を行うことができるよう、また、「下水道法施行令（昭和34年政令第147号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

木津川市公共下水道条例（平成19年木津川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事は除く。）は、管理者が指定した下水道排水設備指定工事業者によって行わなければならぬ。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>下水道排水設備指定工事業者等</u>に關し必要な事項は、管理者が別に定める。 (除害施設の設置等)</p> <p>第10条 次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の</p>	<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事は除く。）は、管理者が指定した下水道排水設備指定工事業者によって行わなければならぬ。</p> <p>2 <u>下水道排水設備指定工事業者</u>に關し必要な事項は、管理者が別に定める。 (除害施設の設置等)</p> <p>第10条 次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の</p>

<p>規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、管理者が別に定める項目に係る汚水で、水量及び水質がともに管理者が別に定める範囲内であるものについては適用しない。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、京都府環境を守り育てる条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p>	<p>規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、管理者が別に定める項目に係る汚水で、水量及び水質がともに管理者が別に定める範囲内であるものについては適用しない。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、京都府環境を守り育てる条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。